藤沢市街頭防犯カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針 (以下「指針」という。)第13条に基づき、市が街頭に設置する防犯カメラ(以下 「街頭防犯カメラ」という。画像処理用機器を利用する場合には、それを含む。以下同 じ。)及び画像等の運用について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、指針において使用する用語の例による。

(管理責任者等の責務)

第3条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和4年藤沢市条例第17号)、指針及び本運用基準を遵守し、街頭防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければならない。

(街頭防犯カメラの運用等に係る措置)

- 第4条 管理責任者は、街頭防犯カメラを運用する際、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 画像を録画する機器(以下「録画機器」という。)は、管理責任者が許可した者以外による持出しに対する防護措置を講じた設備など安全に管理できる場所に設置すること。また、画像処理用機器及び記録媒体は、施錠等により、管理責任者が許可した者以外による持出しに対する防護措置を講ずること。
 - (2) 画像の不必要なモニターを行わないこと。
 - (3) 善良なる管理者の注意をもって、街頭防犯カメラを維持管理すること。

(画像等の保管等)

- 第5条 管理責任者は、画像等、録画機器、画像処理用機器及び記録媒体について、次の 措置を講じなければならない。
 - (1) 録画は、管理責任者が定めた方法以外の方法で行わないこと。
 - (2) 画像を録画時のままで保存すること。マニュアルや資料作成の目的で画像を加工する場合は、個人を識別できないようにすること。
 - (3) 画像等の保管期間は、14日間とし、当該期間経過後は直ちに消去すること。ただし、市民等の安全が著しく損なわれ、又は将来損なわれるおそれがあると管理責任者が認めた場合又は画像等を目的外に利用又は提供する必要があると管理責任者が認めた場合は、管理責任者が必要と認める期間を限度として保存期間を延長することができる。
 - (4) 記録媒体を廃棄するときは、保存した画像データを消去した上で画像データの復元 が困難な状態にするとともに、その経過を記録しておくこと。
 - (5) 画像等の再生、複写及び加工は、画像処理用機器により、管理責任者又は管理責任

者から許可を受けた者が管理責任者が指定した場所で行うこと。

- (6) 録画機器、画像処理用機器及び記録媒体を録画機器が設置された場所以外又は管理 責任者が指定した場所以外へ持出すことは、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合を除き、禁止すること。画像処理用機器を保守点検等で持出す際は、予め 当該画像処理用機器に保存されている画像データを別の記録媒体に移替え、当該画像 処理用機器の画像データを消去した上で、持出すこと。
- (7) 画像処理用機器等については、施錠等により防護された場所に保管し、その鍵については管理責任者が管理すること。
- (8) 街頭防犯カメラ及び画像処理用機器のインターネット接続は行わないこと。
- (9) 画像照合機能のある街頭防犯カメラを使用する場合、その機能を使用しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、画像等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずること。

(画像等の目的外利用及び提供の制限)

- 第6条 管理責任者は、法第69条の規定による場合を除き、画像等を目的外に利用又は提供(以下「利用等」という。)してはならない。
- 2 画像等を目的外に利用等をした場合は、利用等の内容、提供先、提供方法等を記録 し、利用等をした画像等とともに、利用等をした年度の翌年度の4月1日から起算し て5年間保管する。

(運用状況の報告)

第7条 管理責任者は、この基準の適用状況について、毎年、個人情報保護制度主管課の 長に報告する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。